

**薩摩川内市瀬尾観音三滝キャンプ場
指定管理者募集要領**

令和7年6月

薩摩川内市 経済シティセールス部 経済政策課

目 次

I 事業の概要について

1	施設の概要等	P	1
2	業務の範囲	P	2
3	管理の基準	P	2
4	指定の期間	P	5
5	管理運営経費	P	5

II 指定管理者の応募・審査について

1	応募者の参加資格要件等	P	7
2	応募手続	P	8
3	申請書類	P	9
4	選定方法	P	10
5	指定管理候補者選定後の手続等	P	11
6	指定期間の終了	P	12
7	指定の取消し	P	13
8	その他	P	13
9	スケジュール(予定)	P	14

別紙 1 薩摩川内市瀬尾観音三滝キャンプ場 施設一覧

別紙 2 業務仕様書

様式集

様式第 1 号 質問票

様式第 2 号 指定管理者指定申請書

様式第 3 号 薩摩川内市瀬尾観音三滝キャンプ場指定管理者事業計画書

様式第 4 号 同意書

様式第 5 号 現地説明会出欠表兼市からの回答受付方法

位置図・管理区域図

令和8年度から薩摩川内市瀬尾観音三滝キャンプ場（以下「瀬尾キャンプ場」という。）の管理を代行していただく指定管理者を募集します。

なお、指定管理者制度は、市が指定する民間事業者等に施設の管理業務を代行していただく制度で、民間事業者等が有する経験と実績、ノウハウを活用し、市民サービスの向上と管理経費の縮減を図るものです。

I 事業の概要について

1 施設の概要等

- (1) 名 称 薩摩川内市瀬尾観音三滝キャンプ場
- (2) 所 在 地 薩摩川内市下甕町青瀬68番地1
- (3) 設置目的 市民に健康の増進及び相互親睦の場を提供し、もって市民福祉の向上に寄与するために設置

(4) 施設内容

ア 敷地面積 13,931.00㎡

イ 主要施設の内容

施設名	面積（㎡）	収容人員	施設概要
バンガロー（8人用）	84.78	8（16）人	42.39㎡×2棟 流し台（1台）、洗面所（1箇所）
バンガロー（5人用）	28.08	5人	流し台（1台）、洗面所（1箇所）
シャワー棟	12.32	4人	男女各2室、温水コインタイマー式
四阿	31.49	—	
炊事棟	13.50	—	焚き口（6個）、流し台（1台）、調理台（1台）
トイレ棟	23.20	—	男用（洋式1、小2、洗面台1）女用（洋式2、洗面台1）

※建物一覧、平面図等は別紙1を参照すること。

(5) 施設の使用状況（年度別使用実績）

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
使用者数	257人	381人	357人

(6) 施設の使用状況（令和元6度使用実績）

施設名	単価（円）	単位	使用料（円）	備考
バンガロー（8人）	4,400	1棟1日	171,600	全2棟
バンガロー（5人）	4,400	1棟1日	118,800	全1棟
テント	200	1張1日	11,600	
温水シャワー	100	1回	33,100	
エアコン	100	1時間	26,900	
計			362,000	

2 業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は、次の(1)～(3)のとおりとします。

ただし、これらの業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできませんが、部分的な業務であって、市が承認したものについては、専門の業者等に委託できるものとします。

(1) 瀬尾キャンプ場の維持管理に関する業務

- ア 施設、付属設備及び備品等の保全に関する業務
- イ 諸設備、機器、備品等の管理、貸出、点検立会等
- ウ 電気及び機械設備の保守点検業務
- エ 設備、機械等の保守点検業務
- オ 警備業務
- カ 清掃業務（ごみ処理を含む）
- キ 駐車場管理業務
- ク 樹木管理業務
- ケ 遺失物・拾得金の管理、警察署への届出及び時効による収納（※時効により取得した遺失物等の所有権は市に属します。）
- コ その他施設等の良好な維持管理に必要な業務

(2) 瀬尾キャンプ場の運営に関する業務

- ア 施設の使用に関すること
 - (ア) 使用の許可・不許可及び使用の取消しに関すること
 - (イ) 使用料金の収納、使用料金の還付に関すること

(3) その他業務

(1)及び(2)に掲げるもののほか、市が必要と認める業務

(4) 自主事業

自主事業とは、当該施設において(1)～(3)に掲げる業務以外に指定管理者が独自で企画実施する事業です。指定管理者は、瀬尾キャンプ場の設置目的を達成するため、使用許可の基準の範囲内で、市との協議に基づき、指定管理者の創意工夫で自主事業を行うことができます。

3 管理の基準

(1) 法規等の遵守

瀬尾キャンプ場の管理・運営に当たっては、以下の法規等を遵守してください。

- ア 地方自治法、地方自治法施行令及び地方自治法施行規則
- イ 薩摩川内市下甕キャンプ場条例（以下「設置条例」という）
- ウ 薩摩川内市下甕キャンプ場条例施行規則（以下「施行規則」という）
- エ 薩摩川内市情報公開条例（以下「情報公開条例」という）
- オ 個人情報の保護に関する法律
- カ 薩摩川内市個人情報保護法施行条例（以下「個人情報保護法施行条例」という）

キ 薩摩川内市行政手続条例（以下「行政手続条例」という）

ク 遺失物法、遺失物法施行令及び遺失物施行規則

ケ その他関連法規

(2) 使用期間等

施設及び設備の使用期間は、次のとおりであるが、特に必要があるときは、市長の承認を得て、変更することができる。（設置条例第 10 条）

使用期間	通年
施設等の使用	入園日の午後 3 時から退園日の午後 1 時まで

(3) 使用許可の制限

設置条例第 12 条の規定に該当する場合には、使用の許可はできません。

(4) 使用許可の取消し等

設置条例第 14 条の規定に該当する場合には、使用の許可の全部若しくは一部を取り消し、使用の方法を制限し、又は使用の停止を命じることとなります。

(5) 行政手続条例の適用

指定管理者は、行政手続条例第 2 条第 1 項第 3 号の「行政庁」に該当するため、瀬尾キャンプ場の使用許可等の手続については、同条例の規定に基づいて行うこととなります。

(6) 施設の修繕

指定管理者が行う修繕等の範囲は、原則として、維持補修、軽微な破損等の小修繕とし、それ以外の修繕等については市と協議することとします。

なお、修繕等の原因が指定管理者にある場合は、指定管理者の費用と責任により行うこととします。

(7) 原子力立地給付金の帰属

電気料金の契約に対して、九州電力㈱又は電源地域振興センターから毎年（11 月中旬）支払われる給付金の帰属は市とします。

(8) 施設の目的外使用

当該施設の設置目的以外に施設を使用する場合は、市の許可が必要です。事前に所定の申請書を提出してください。

また、目的外使用による使用料については、市へ納付することとします。

(9) 情報公開に関すること

事業計画書、事業報告書及び協定書等は、使用者がいつでも閲覧できるように、施設に備え付ける等情報公開に努めなければなりません。

(10) 個人情報の保護

指定管理者は、施設の管理を行うに当たって保有する個人情報の取り扱いに関しては、個人情報保護法施行条例の規定を遵守し、市と同等の責務（収集の制限、適正管理、使用及び提供の制限等）を負うものとします。

(11) 事業報告書の提出等

指定管理者は、設置条例第 7 条の規定により、毎年度終了後、事業報告書を作成し提出しなければなりません。

また、市は、指定管理者に対し、定期又は臨時に、管理業務に係る業務内容及び経理の

状況に関する報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができ、指定管理者はそれに応じなければなりません。

(12) 指定管理者の取消し等

設置条例第9条の規定により、指定管理者による施設の管理を継続することが適当でないとするときは、指定の取消し又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じることがあります。この場合、市に生じた損害は指定管理者が賠償していただくとともに、取り消した場合は、次期指定管理者等が円滑に管理運営業務を遂行できるよう引き継ぐものとします。

(13) 責任分担の基本的な考え方は、次のとおりとします。なお、詳細は、協定の締結を行う際に定めることとします。

項 目	指 定 管理者	市	備 考
指定管理者が行う管理運営業務に影響を及ぼす法令等の改正によって生じた責任	○	○	協議事項
施設、設備、備品等の維持管理	○		
施設等の使用の許可等	○		行政財産の目的外使用許可は除く。
使用料金の徴収、収納	○		
施設の修繕（小規模）	○		P 6の「備品や設備の修繕の取扱い等」を参照
事故・火災等による施設の損傷及び被災者に対する責任	○	○	
使用者等に係る保険の加入	○	○	
包括的管理責任		○	

(14) 施設において発生した事故への対応

指定管理者の責めに帰すべき事由により、本市又は第三者に損害を与えた場合には、指定管理者がその損害を賠償することとなります。

施設において事故が発生した場合に備えて、指定管理者はあらかじめ事故対応マニュアルを定めるとともに、事故発生時には直ちにその旨を本市に報告することとします。

なお、損害賠償保険への加入は指定管理者の任意とし、加入する場合の保険料は指定管理者の負担としますが、「被保険者（薩摩川内市）が所有、使用又は管理する保険証券記載の自治体施設に起因する偶然な事故」については、指定管理者も被保険者とみなし、市民総合賠償補償保険が適用されることがあります。

(15) 事業の評価

ア 市は、必要と認めるときに、施設使用者にアンケート調査を実施します。

イ 指定期間中、市が実施する事業評価の結果、指定管理者の業務が基準を満たさないと判断した場合には、是正勧告を行い、改善がみられない場合、指定を取り消す場合があります。

ウ 指定管理者は、使用者ニーズを的確に把握しサービスの向上に努めるため、年1回以

上使用者の満足度を調査し、市へ報告してください。

(16) 事業の継続が困難となった場合

協定の解釈について疑義が生じた場合又は協定に定めのない事象が生じた場合、市と指定管理者は誠意をもって協議することとします。

災害及びその他の不可抗力等の発生により市及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由が生じた場合や市の方針及び指定管理者の事情等により事業の継続が困難になった場合は、事業継続の可否について協議することとします。

(17) 監査の実施

地方自治法第199条第7項に基づき、指定管理者が行う瀬尾キャンプ場の管理の業務に係る出納関連の事務について、必要に応じて監査委員による監査を行う場合があります。

(18) 注意事項

ア 指定管理者は、正当な理由がない限り、市民が瀬尾キャンプ場を使用することを拒んではなりません。（地方自治法第244条第2項）

イ 瀬尾キャンプ場の管理業務を行うに当たっては、不当な差別的取扱いをしてはなりません。（地方自治法第244条第3項）

ウ 公の施設であることを常に念頭に置いて適正な管理を行うとともに、公平な運営を行い、特定の個人や団体及びグループに有利、不利となる運営をしてはなりません。

エ 市、市民、関係団体及び官公庁等と連携を図った事業運営を行わなければなりません。

オ 市の条例及び規則に準拠した情報公開及び個人情報保護に関する規程を定め、従業員に周知徹底を図らなければなりません。

カ 緊急対応、防犯対策など危機管理マニュアルを作成し、従業員に周知徹底を図らなければなりません。

キ 消防法に基づく防火管理者を置き、消防計画の作成、必要な訓練等を実施しなければなりません。

ク 従業員が基本的人権について正しい認識を持って業務の遂行ができるよう適切な研修を実施しなければなりません。また、接遇や運営に必要な研修を随時実施しなければなりません。

ケ 市の政策、施策、事業には協力しなければなりません。

コ 指定管理者は、この要領に規定するもののほか、指定管理者の業務内容及び処理について疑義が生じた場合、市と協議しなければなりません。

4 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までとなります。（5年間）

ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、上記の期間中であってもの指定を取り消すことがあります。

5 管理運営経費

(1) 管理運営経費について

瀬尾キャンプ場の業務に係る全ての経費は、事業計画書において提示のあった金額に基づき、予算額の範囲内で指定管理者と協議の上、年度協定により締結した額を管理運営経

費としてお支払いします。

管理運営経費は、下記の基準額を上限とし、その金額を超える場合は選定されませんので御了承ください。（内訳については、様式第3号 薩摩川内市瀬尾観音三滝キャンプ場指定管理者事業計画書5その他を参照してください。）

管理運営経費基準額（年額） 3, 3 5 3 千円 （税込）

(2) 経費の支払方法

経費については、年度（4月1日から翌年3月31日まで）を基準として、分割で支払うものとします。支払時期や方法等は協定書で定めます。

(3) 予算執行

ア 修繕料は、年度終了後精算します。なお、不足が見込まれる場合には、市において必要性を判断し、補充等について決定します。

イ 事故及び自然災害等の特別な場合を除き、原則として、不足した場合の補填は行いません。

ウ 光熱水費等について、検針日を基準とし、検針日の属する月の管理者が当該月の費用を負担するものとします。このため、当該請求が支払義務者へ届いた後、施設の光熱水費、リース物件等については名義変更してください。（電気料金について、原子力立地給付金振込先は変更しないこと。）

(4) 自主事業

指定管理者が実施する事業の収入は、指定管理者の収入とします。

(5) 区分会計の独立

指定管理者は、管理運営に係る経理事務を行うに当たり、自身の団体と独立した会計帳簿書類及び経理規定を設けてください。

(6) 管理口座

経費及び収入は、自身の団体口座とは独立した口座で管理してください。

(7) 備品や設備の修繕の取扱い等

備品等については、無償で貸与するものとします。

なお、備品や設備の修繕等に係る取扱いについては次のとおりとします。ただし、災害等によりこの取扱いが著しく不適当な場合には協議して決定します。

また、指定期間の終了に際し、設備や備品は原状に回復して返還する必要があります。特に②については、指定管理者の責任と費用で撤去・撤収するものとします。また、指定管理者が施設機能の向上を目的に市の承認を経て、自己の費用により購入した備品については、指定管理者所有の備品となりますので、備品リスト等を作成してその所有権を明確にするとともに、撤去・撤収時に円滑に手続きができるように整理してください。ただし、市と指定管理者の協議の結果、両者が合意した場合は、市又は市が指定する者に引き継ぐことができるものとします。

番号	取扱い方法	設備・備品の種別	備考
①	市の予算により購入・修繕するもの又は委託料として措置するもの（所有権は市に帰属）	・ 建物の構造部分に関する修繕など	

②	指定管理者が自己の費用により購入するもの（所有権は指定管理者に帰属）	・施設機能の向上を目的に市の承認を経て指定管理者自らが設置するもの	
---	------------------------------------	-----------------------------------	--

Ⅱ 指定管理者の応募・審査について

1 応募者の参加資格要件等

- (1) 法人等の団体であること。（法人格の有無は問いません。ただし個人での応募はできません。）
- (2) 複数の団体がグループを構成して応募する場合は、代表団体を定めること。（他の団体は、構成団体として取扱います。）なお、1つの施設に単独で応募した団体は、その施設の他のグループ応募の構成員になることはできません。
- (3) 応募する企業又は団体は、次の全ての要件に該当しないこと。
 - ア 法律行為を行う能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - エ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
 - オ 本市における指定管理者の指定手続において、その公正な手続を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - カ 市税、国税、県税を滞納している者
 - キ 役員等（役員又はその支店もしくは事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下、「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）であると認められる者
 - ク 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められる者
 - ケ 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を使用したと認められる者
 - コ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していると認められる者
 - サ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (4) 法人等の団体の人員の数、資産の額その他の経営の規模及び能力があること。
- (5) 指定期間中、安全円滑に施設を管理運営できること。
- (6) 施設の管理に必要な免許を有すること。ただし、一部の業務を外部に委託する場合は、当該委託先が資格及び免許等を有していること。
- (7) 管理業務の実施に当たり、現在従事している職員の優先雇用及び地域市民の雇用に最大限努めること。

2 応募手続

(1) 募集要領の配布

ア 配布期間

令和7年6月25日（水）から令和7年7月25日（金）まで。

ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。

イ 配布時間

午前8時30分から午後5時15分まで

ウ 配布場所

薩摩川内市 経済シティセールス部 経済政策課

〒895-8650 薩摩川内市神田町3番22号 本庁5階

電話 0996-22-8115（ダイヤルイン 内線：5745）

FAX 0996-20-5570

E-mail ks-kikakusomu@city.satsumasendai.lg.jp

エ 郵送を希望する場合

配布場所宛に270円切手を添付したA4版が入る返信用封筒を同封して、請求してください。

(2) 現地説明会の実施

ア 日時 令和7年7月15日（火）時間につきましては調整します。

イ 場所 瀬尾観音三滝キャンプ場

ウ 内容 募集要領等の説明及び施設見学

エ 手続 説明会に参加を希望する場合は、令和7年7月7日（月）正午までに経済政策課に様式第5号を持参、郵送、メール又はFAXで連絡してください。説明会に参加を希望する場合は、1団体2名までとします。なお、参加希望のない場合は実施しません。

(3) 募集に関する質問

ア 受付期間

令和7年6月25日（水）から令和7年7月18日（金）まで

午前8時30分から午後5時15分まで

ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。

イ 受付方法

質問票（様式第1号）に記入の上、郵送、FAX又は電子メールのいずれかで上記(1)ウの宛先まで期間内に送付してください。

ウ 回答方法

質問に対する回答は、全ての応募者に対して情報提供します。

(4) 申請書類の受付等

ア 受付期間

令和7年6月25日（水）から令和7年7月25日（金）まで

ただし、土曜日、日曜日

及び祝日は除く。

イ 受付時間

午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

ウ 提出場所

配布場所と同じ

エ 提出方法

提出場所に持参又は郵送すること。郵送の場合は令和 7 年 7 月 2 5 日（金）午後 5 時必着とします。

なお、提出後は、軽微な変更を除き、記入内容を変更することはできません。

3 申請書類

次の(1)から(4)までの書類（ページを入れたもの）を正本 1 部、副本 1 0 部（副本はコピーでかまいません。）を提出してください。

なお、申請書類は、原則として日本産業規格 A 列 4 とし、ファイル等に綴じて提出してください。

(1) 指定管理者指定申請書（様式第 2 号）

(2) 事業計画書（様式第 3 号）

(3) 施行規則第 2 条第 2 項の添付書類

ア 定款、寄附行為、その他これらに準ずる書類

イ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本

ウ 申請書を提出する日が属する前期の

（ア）事業報告書

（イ）貸借対照表

（ウ）損益計算書

（エ）財産目録その他経営の状況を明らかにする書類

※（貸借対照表、損益計算書については過去 3 期分を提出し、グループ企業で連結決算を行っている場合には、連結決算書も併せて提出すること。なお、市において、申請団体の財政面に係る意見を税理士等から聴取することになります。）

エ 申請書を提出する日の属する当期の事業計画書及び収支予算書

オ その他必要と認める書類

（ア）法人以外の団体にあっては、団体の規約、構成員名簿

（イ）3 箇月以内に発行された市税、県税及び国税の納税証明書（納税義務者でない場合、「未納の税額がないことの証明書」）

（ウ）施設を管理するに当たって必要な免許（第 3 種電気主任技術者等）の取得を証する書類（ただし、外部委託による場合は免除とする。）

（エ）法人の場合、税務署に提出した、法人税申告書の別表 1 (1) の控え、別表 4 の写し、別表 5 (1) の写し、別表 5 (1) 付表の写し

(4) 同意書（様式第 4 号）

(5) 留意事項

（ア）提出いただいた書類の返却はいたしません。

- (イ) 法人以外の団体において、(3)に掲げる書類がない場合は、これらに相当する書類を提出してください。
- (ウ) 事業計画書等の著作権は申請者に帰属しますが、市は指定管理者の選定結果の公表等必要な場合は、事業計画書等の内容が無償で使用できることとします。
- (エ) 指定申請書受付期間経過後の書類の差替えは認めません。
- (オ) 応募に関して必要となる経費は申請者の負担とします。
- (カ) 提出された申請書類は、情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となり、一部を除き開示することがあります。

4 選定方法

(1) 審査方法

指定管理者の選定に当たっては、市職員と複数の外部からの有識者で構成する薩摩川内市瀬尾観音三滝キャンプ場指定管理候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設けて、次の(2)の基準により総合的に判断するものとします。

採点の結果、総合点数が同点の場合、1位に採点した選定委員数が多い事業所を優先することとします。

総合点数が同点かつ1位に採点した選定委員数が同数の場合にのみ、市内業者を優先することとします。

以上の項目を適用してもなお同点が2社以上ある場合は、選定委員の協議により決するものとします。

(2) 審査基準及び配点

項 目	配点
1 施設の運営が、市民の安全と平等使用の確保を図るものであるか。 ・ 使用者の安全対策及び緊急な事故等を想定したマニュアルを定めており、適切な対応がなされているか。 ・ 公平、公正性が確保され使用者、関係者等の意見により優遇する可能性はないか。	10
2 施設の効用を最大限に発揮し、使用者のサービスの向上が図られるか。 ・ 施設の効用が最大限発揮されているか。 ・ 使用等の関係する者のニーズの把握及び実現策は適切か。	20
3 施設の管理経費の縮減が図られているか。 ・ 経費の縮減は図られているか。	30
4 管理を安定して行う物的・人的能力を有しているか。 ・ 管理運営にふさわしい団体の理念、運営方針を持っているか。また、施設の管理業務に対する基本方針は適切か。 ・ 安定した運営を行うため、職員の採用・確保・指導・研修体制（苦情対応を含む。）及び相談体制は十分確保されているか。 ・ 施設や備品の管理・修繕方針や方法は適正か。 ・ 経営状況は良好であるか。	30

5 その他、必要と認める事項を達成しているか。 ・使用者増のために周辺施設との地域を活かした連携についての提案はあるか。	10
--	----

(3) 選定方法

選定委員会で、ヒアリングを実施した上で審査し、制度導入の趣旨である『市民サービスの向上』、『管理経費の縮減』を満たす施設の管理を行うに最も適当と認める団体を、指定管理候補者として選定します。ただし、申請者多数の場合には、申請書類で一次審査をします。

なお、審査の結果、指定管理候補者を決定することが不適当と判断した場合、指定管理候補者を選定しないことがあります。

(4) 選定結果の通知

選定委員会において、上記(2)の審査基準に基づき審査を行った結果及び指定管理候補者の選定結果については、令和7年11月頃を目途に申請者全員（グループ申請の場合は代表団体）に通知します。なお、通知前における選定結果の問い合わせについてはお答えしませんので、あらかじめ御了承ください。

(5) 審査結果の公開

選定委員会の審査結果は、指定の議決を経た後に公開します。

(6) 審査対象外

次の要件に該当した場合は、審査の対象から除外します。

- ア 提出書類に虚偽の記載があった場合
- イ 本要領に違反し、又は著しく逸脱した場合
- ウ 提出期限までに必要な書類がそろわなかった場合
- エ その他不正行為があった場合

(7) その他

申請予定者及び申請者は、選定委員会委員及び関係市職員と本件提案についての接触（現地説明会、面接等の正当な行為を除く。）を禁じます。接触の事実が認められた場合には、失格とすることがあります。

5 指定管理候補者選定後の手続等

(1) 指定管理者の指定の議決

指定管理者の指定に関する事項について、市議会での議決を経て指定管理候補者を指定管理者として指定します。

なお、議会の議決を得られない場合は、指定管理者の候補者を指定管理者として指定できません。この場合において候補者に指定管理者となる準備のための支出等があった場合でも、市は補填しませんのでご留意ください。

(2) 指定管理者の指定の取消し

指定管理者が指定管理者としての業務を開始する前において、財務状況の悪化等により事業の履行が確実にないと認められるとき、又は社会的信用を著しく損なうなど、指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消し、協定を締

結せず、又は協定を解除することがあります。

(3) 指定管理者との協議

指定管理者となった者と管理運営の業務の詳細について協議を行います。

この場合、必要に応じて候補者の提案に対し、提案内容の趣旨を変更しない範囲において修正を求めることができることとします。

(4) 指定管理者との協定について

指定管理者としての指定を行ったのち、管理に係る細目的事項、市が支払うべき管理費用の額等を最終的に定めるため、市と指定管理者は「協定」を締結し、協定書を作成します。この場合、指定期間を通じての基本的な事項を定めた「基本協定」と年度ごとの事業実施に係る事項を定めた「年度別協定」を締結することとします。協定内容は概ね次のとおりです。

基本協定事項

- ア 指定期間
- イ 使用許可に関する事項
- ウ 使用料金に関する事項
- エ 減免の取扱いに関する事項
- オ 個人情報の保護に関する事項
- カ 開館時間、休館日に関する事項
- キ 指定の取り消しに関する事項
- ク リスク管理、責任分担に関する事項
- ケ 事業報告に関する事項（事業報告書の提出、内容）
- コ 事業の引継ぎに関する事項

年度別協定事項

- ア 当該年度の事業実施に関する事項
- イ 管理運営経費の支払いに関する事項
- ウ 事業報告に関する事項（市との連絡体制、随時の事業報告、立入調査等）
- エ リスク管理、責任分担に関する事項（当該年度に必要となる事項）

6 指定期間の終了

(1) 業務の引継ぎ等

指定管理者は、指定期間が終了するときは、市が必要と認める時期に、市又は市が指定するものに対し、本業務の引継ぎ等を行わなければなりません。また、市は、指定期間の終了に先立ち、指定管理者に対して市又は市が指定するものによる管理施設の視察を申し出ることができるものとし、指定管理者は正当な理由のある場合を除いてその申出に応じなければなりません。関係書類についても市又は市が指定する者に引き継ぐものとします。

(2) 原状回復義務

指定管理者は、指定期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定め

て管理業務の全部もしくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければなりません。ただし、市の承認を得たときにおける当該承認を受けた部分については、この限りではありません。

なお、指定管理者が正当な理由なく相当期間内に当該施設又は設備を原状に復さないときは、市は、指定管理者に代わって当該施設又は設備を原状に回復するために必要な措置をとることができるものとします。この場合において、指定管理者は、市の当該措置について異議を申し出ることができず、また、当該措置に要した費用を負担しなければなりません。

7 指定の取消し

市は、指定管理者が次のいずれかに該当すると認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができます。

この場合において、指定管理者は市の指定する日までの間は従前どおり管理業務を行うものとします。

- (1) 議会の議決後に募集要領や締結予定の協定等（仕様書その他協定に附属する書類に記載する事項を含む。）に違反したとき。
- (2) 地方自治法第244条の2第10項の規定による市の指示に従わないとき。
- (3) 業務の処理が著しく不相当と認められるとき。
- (4) 任意団体又はコンソーシアムで管理している場合、その構成に変更が生じたとき。
- (5) 前各号に掲げるほか、施設の指定管理者として管理業務を継続することが適当でないと認められるとき。

なお、指定管理者の指定を取り消し又は管理業務の全部若しくは一部を停止することにより生じた指定管理者の損害については、市はその賠償の責めを負わないものとし、既に指定管理者に対して支払った指定管理料の全部又は一部を返還させることもあります。

8 その他

(1) 納税義務

従前まで納税義務がなかった団体等において、指定管理者となることにより消費税、法人税等の納入義務者となる場合がありますが、市が負担することはありませんのでご注意ください。納税に関することは、各市町村、県の税務担当部署及び管轄の税務署等に御確認ください。

(2) 協議

候補者決定後において、募集要領等の解釈について疑義が生じた場合又は募集要領等に定めのない事象が生じた場合、市と指定管理者は誠意をもって協議するものとします。

(3) 管理状況の点検・評価及び結果の公表等

指定期間中又は終了後に、市が定めた方法により点検（モニタリング）・評価を行います。指定管理者はその調査等に誠意を持って協力しなければなりません。また、市はその結果について公表することがあります。

(4) 就業規則の提出

指定管理者として指定後、労働基準法第89条に定める「常時10人以上の労働者を使用する使用者」となる場合には、指定管理開始前に指定管理施設に適用される就業規則を市に提出してください。

9 スケジュール（予定）

令和7年10月	指定管理候補者選定委員会
令和7年10月	指定管理候補者選定
令和7年11月	申請者へ結果通知
令和7年12月	議会へ上程
令和7年12月	指定議決（議決後公表）
令和8年 3月	協定書締結
令和8年 4月1日	管理代行開始

別紙 1

薩摩川内市瀬尾観音三滝キャンプ場施設一覧

施設 番号	施設名	建築面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	構造	建築年月日	備考
1	バンガロー① (8人用)	32.40	42.39	木造2階建	H11.2.18	
2	バンガロー② (8人用)	32.40	42.39	木造2階建	H13.3.31	
3	バンガロー (5人用)	28.08	28.08	木造平屋	H11.2.18	
4	シャワー棟	13.72	12.32	木造平屋	H11.2.18	
5	炊事棟	13.50	13.50	木造平屋	H11.2.18	
6	四阿	31.49	31.49	鉄骨造	H13.3.31	
7	トイレ棟	23.20	23.20	鉄筋コンクリート 平屋	H3.3.31	

※管理区域はP30の管理区域写真を参照

別紙 2

業務仕様書

薩摩川内市瀬尾観音三滝キャンプ場（以下「瀬尾キャンプ場」という。）の指定管理者が行う業務の内容及び範囲等は、この仕様書によるものとする。

1 趣 旨

本仕様書は、瀬尾キャンプ場の指定管理者が行う管理運営業務の内容及び履行方法について定めることを目的とする。

2 基本的な考え方

指定管理者は、瀬尾キャンプ場を管理運営するに当たり、次に掲げる項目に沿って行うこと。

- (1) 瀬尾キャンプ場は、市民に健康の増進及び相互親睦の場を提供し、もって市民福祉の向上に寄与するために設置されており、その設置理念に基づき管理運営を行うこと。
- (2) 設置条例、施行規則等の規定に従い、適切な管理運営を行うこと。
- (3) 特定の個人や団体及びグループに対して、有利又は不利になるような取扱いをしないこと。
- (4) 効率的かつ効果的な管理運営を行い、経費の節減に努めること。
- (5) 地域市民や使用者の意見・要望を管理運営に反映させること。

3 特記事項

- (1) 職員の配置に関すること

ア 瀬尾キャンプ場の総括責任者を1名選任(配置)すること。

イ 瀬尾キャンプ場は、受付・警備を選任(配置)すること。

（予約がなく大雨等の予報が出たとき等は、不要とする場合がある。）

ウ その他、瀬尾キャンプ場の使用者に対し、施設及び設備、備品の取扱い指導ができる職員を含め、運営スタッフ若干名を配置すること。

エ 配置員の雇用形態、人数及び勤務形態は、瀬尾キャンプ場の運営に支障がないよう定めること。

オ 職員に対して、施設の運営管理に必要な研修を実施すること。

4 維持管理に関すること

施設及び附属設備の維持管理については、次のとおりとする。（詳細は別紙2付表を参照）

- (1) 瀬尾キャンプ場管理業務

瀬尾キャンプ場には受付員等を配置し、施設の円滑な運営と安全の確保に努めること。

ア 受付員の業務内容

- ・ キャンプの予約受付、場内清掃、テント・バンガロー内の確認及び清掃。
- ・ キャンプ用品の貸出し、使用料徴収・集計。
- ・ 報告日誌の記載。
- ・ キャンプ場及び温水シャワーの使用料の保管と金融機関への納入。

- ・ 受付事務に加えキャンプ場内の治安確認。
- ・ キャンプ用品の貸出し、使用料徴収（翌日へ申し送る。）
- ・ 出入口の施錠。
- ・ 場内清掃、トイレ清掃等。
- ・ 使用者へのアンケート調査の実施及び集約

(2) 清掃業務

瀬尾キャンプ場の使用者に支障が生じないよう業務を行い、常に快適な環境を使用者に提供すること。

ア 業務内容

- ・ 瀬尾キャンプ場の清掃及び便所の清掃
- ・ 瀬尾キャンプ場の各施設及び窓ガラスの清掃
- ・ 瀬尾キャンプ場内の緑地帯の草刈り、草抜き
- ・ 瀬尾キャンプ場内の可燃・不燃ごみ、ビン、缶、残土等のごみの収集、運搬及び搬出処理
- ・ 低木の剪定
- ・ 側溝の清掃 等

イ 清掃基準

- ・ 概ね週 1 回以上便器及び室内並びに周辺の清掃を実施すること。
- ・ 開設期間中は、ごみ収集を概ね週 1 回以上実施すること。
- ・ 詳細な清掃箇所及び清掃回数・方法等の清掃業務基準を定めること。

ウ 清掃人数

清掃作業を確実に履行できる人員を配置すること。

(3) 瀬尾キャンプ場内の樹木剪定業務

瀬尾キャンプ場の樹木剪定等を行い、常に快適な環境を来場者に提供すること。

ア 業務内容

- ・ 瀬尾キャンプ場内の樹木の剪定、刈葉の場外処分、施肥・薬剤散布、樹木支柱の補修・取替・撤去等

(4) 河川・遊歩道の清掃業務

瀬尾キャンプ場に隣接する瀬尾観音三滝がキャンプ場使用者はもとより、甌島への観光客が立寄る観光地であることを理解し、来場者が快適に往来できるよう、河川（せせらぎ）や遊歩道の定期的な清掃を実施すること。

ア 業務内容

- ・ 瀬尾観音三滝からキャンプ場までの河川（せせらぎ）内の木の伐採及び土砂等の搬出
- ・ 遊歩道の定期的な清掃、高圧洗浄によるぬめり防止

5 指定管理料の支払い

- (1) 経費については、年度（4月1日から翌年3月31日まで）を基準として、分割で支払うものとする。支払時期や方法等は協定書で定める。
- (2) 指定管理料には、人件費、管理費等瀬尾キャンプ場の管理運営に係るすべての費用を含む

ものとする。（ただし、大規模修繕等にかかる費用は除く。）

- (3) 事故及び自然災害など特別な場合を除き原則として、提案時に示された額の増額変更は認めない。修繕料については、毎年度精算するものとする。

6 物品等の帰属

- (1) 指定管理者が、瀬尾キャンプ場の管理運営に要するため、指定期間中に管理運営経費により購入した物品等については、市の所有に属するものとする。
- (2) 指定管理者は、市の所有に属する物品については、「薩摩川内市物品会計規則」をはじめ、関係法令に基づき適正に管理するものとする。

7 その他注意事項

- (1) 指定管理者は、この仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は、双方で協議し決定するものとする。
- (2) 指定管理者は、瀬尾キャンプ場の管理運営に係る各種規程・要綱等を作成すること。その場合、予め市と協議すること。

別紙 2 付表

瀬尾観音三滝キャンプ場 維持管理業務仕様書

項 目	業務の主な内容			点検回数	
電気・機械等保全（関連施設全般）	電 気 工 作 物 保 守	電気設備一般の点検	外部一般点検	月1回	
		電線路・配線の点検	外部一般点検・清掃	年1回	
		負荷設備の点検	外部一般点検・清掃		
		照明器具の保守及び各種電球の取替			随時
		その他電気設備の維持管理			
	消 防 用 設 備 保 守	消防用設備の点検	機器点検	年2回	
			総合点検	年1回	
	空調設備保 守	冷暖房機器の点検	総合点検	年1回	
		巡回点検・運転状況の監視、フィルター及び排気口の清掃			随時
	故障等の緊急保守点検				
浄 化 槽 等 保 全	浄化槽保守		定期保守点検	年4回	
	故障等の緊急保守点検			随時	
	合併浄化槽		法定検査	年1回	
	汚泥物の汲取り			随時	
清 掃	バンガロー	屋内清掃		随時（使用後はその都度）	
		寝具（寝袋等）の清掃			
		窓ガラスの清掃			
	炊事棟	流し台・コンロ台等の清掃		随時（使用後はその都度）	
	四阿	清掃			
	シャワー棟	屋内の清掃			
	トイレ棟	屋内の清掃			
	キャンプ場内			随時	
	可燃・不燃ごみ、ビン、缶、ごみの収集			週1回（搬出はごみの収集日による）	
	駐車場			随時	
	外周清掃			週1回以上（汚れ具合により随時）	
	緑地帯の草刈り及び草抜き			年6回（4、5、6、7、8、9月）以上	
	遊歩道清掃（高圧洗浄含む）			年1回以上	
	河川清掃			年2回以上	
	側溝の清掃			年1回以上	
害虫駆除	バンガロー、シャワー棟、炊事棟、四阿、トイレ棟			開場前1回	
樹木剪定	キャンプ場内の樹木の剪定、刈葉の場外処分、薬剤散布			開場前1回	
警備	開場期間の警備			随時（7～8月は毎日）	

※ 官公庁等への諸届の作成、点検記録簿・作業日誌等の作成等付帯業務を含む。

※ 法令に定めのある場合は、それぞれ資格を有する者に従事させること。

※ 特記事項 刈葉等の処分を行うこと。

事業計画書において、①管理の考え方、②管理計画(工程・実施回数等)を提案してください。

様式第 1 号

令和 年 月 日

薩摩川内市瀬尾観音三滝キャンプ場 質問票

薩摩川内市経済シティセールス部経済政策課 行き

団 体 名 _____

代表者氏名 _____

担当者氏名 _____

(電 話 : _____)

(F A X : _____)

質問受付期間：令和 7 年 6 月 2 5 日（水）から令和 7 年 7 月 1 8 日（金）まで

質問事項	具体的な内容

薩摩川内市瀬尾観音三滝キャンプ場 指定管理者指定申請書

令和 年 月 日

薩摩川内市長 様

申請者 郵便番号
主たる事務所の所在地
名称
代表者氏名 印
電話番号

薩摩川内市下甕キャンプ場条例第5条の規定により、次のとおり薩摩川内市瀬尾観音三滝キャンプ場の指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 定款、寄附行為その他これらに準ずる書類
- 3 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
- 4 申請書を提出する日が属する前期の

- ・事業報告書
- ・貸借対照表
- ・損益計算書
- ・財産目録その他経営の状況を明らかにする書類

※貸借対照表及び、損益計算書については過去3期分を提出し、グループ企業で連結決算を行っている場合には、連結決算書も併せて提出すること。

- 5 申請書を提出する日の属する当期の事業計画書及び収支予算書
- 6 その他募集要領Ⅱ3(3)、(4)に定める書類

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とし、ファイル等に綴じてください。

薩摩川内市瀬尾観音三滝キャンプ場 指定管理者事業計画書

1 団体の概要

団体名					
代表者名		設立年月日			
団体所在地					
資本金 (基本財産)		従業員数			
電話番号		F A X 番号			
E - m a i l					
担当組織名		担当者氏名			
同種又は類似施設の管理運営実績（別紙可）					
施設の種類	施設名	所在地	施設規模	管理運営期間	
キャンプ施設					
公園施設					
指定管理実績（本市に限りません。）（別紙可）					
施設の種類	施設名	所在地	施設規模	管理運営 期間	市町村名

2 基本方針

- (1) 薩摩川内市瀬尾観音三滝キャンプ場の管理運営を行うに当たっての基本方針を記載してください。

3 管理運営計画（指定期間内の年度ごとに取組内容が異なる場合は、年度ごとに記載してください。）

● 管理について

- (1) 電気・機械等保全業務、清掃、警備等について、具体的な業務項目ごとの実施計画を記載してください。

- (2) 公園の管理業務について、管理の考え方及び具体的な業務項目ごとの実施計画を詳細に記載してください。

- (3) 緊急時（防犯・防災）の対応について、記載してください。

● 運営について

- (1) 使用者の平等かつ安全な使用を図るための考え方を記載してください。
- (2) 使用者に対するサービス向上の取組について、次の項目を最低限盛り込んで、記載してください。
 - ・ ニーズの把握と業務への反映方法、トラブル防止、苦情等への対応方法
- (3) 使用促進、使用者増への取組について、次の項目を最低限盛り込んで、具体的に記載してください。
 - ・ 使用促進、使用者増の目標を達成させるための計画、アイデア、広報活動など
- (4) 地域や関係団体との信頼関係作りを図るための取組について記載してください。
- (5) 個人情報の保護や情報の公開についての考え方、取組について記載してください。
- (6) 施設の管理運営に関して、新たな企画提案がありましたら記載してください。

4 組織体制

- (1) 組織図（責任体制、各業務の配置人数が分かるもの）を記載してください。

- (2) 職員・勤務体制（雇用関係、給与、勤務時間、職員ローテーション等が分かるもの）について記載してください。

- (3) 公園管理に有効と思われる資格の保有者及び公園管理業務の経験者の配置計画について記載してください。

5 その他

(1) 支出計画について

業務の内容等に創意工夫を加え経費削減が図られるよう提案してください。また、提案額については、年額で提案してください。

(単位：千円)

項 目		基準額	積算根拠	提案項目	提案額	積算根拠
支出	人件費	職員	927	市積算によるもの		
		計	927			
	光熱水費	電気	187	市積算によるもの		
		ガス	92	市積算によるもの		
		水道	72	市積算によるもの		
		計	351			
	修繕	施設修繕料	200	市積算によるもの		
		計	200			
	管理費	消耗品費	113	直近3箇年の実績の平均		
		燃料費	214	直近3箇年の実績の平均		
		手数料	8	直近3箇年の実績の平均		
		計	335			
	委託等	草払い	780	市積算によるもの		
		河川清掃	325	市積算によるもの		
		遊歩道清掃	285	市積算によるもの		
		浄化槽維持管理	150	市積算によるもの		
		計	1,540			
	その他					
		計				
	合 計		3,353			
支出	人件費					
		計				
	光熱水費					
		計				
	修繕					
		計				
	管理費					
		計				
	委託等					
		計				
	その他					
		計				
	合 計					

- ※1 列举項目以外の項目がある場合には、応募者がその項目を追加してください。
- ※2 指定管理委託料の額は、提出された事業計画書、収支計画書に基づき指定管理者と協議の上定めることとし、提出された収支計画書の額がそのまま指定管理委託料の額となるものではありません。
- ※3 人件費については法定福利費等を含んだ金額であるので注意してください。
- ※4 全て消費税を含んでいます。

(2) 使用料等収入計画について

業務の内容等に創意工夫を加え支出とのバランスが図られるよう提案してください。

(単位：千円)

項 目		直近3箇年 平均実績額	積算根拠	提案項目		提案額	積算根拠
使用料収入	宿泊料	266	バンガロー、テント等	使用料収入			
	施設使用料	54	エアコン、温水シャワー				
	合 計	320			合 計		

(3) 管理に係る経費縮減のための取組について詳細に記載してください。

(4) 外部委託を行う場合、次の項目について、記載してください。

① 業務の委託先

業務の種類	委託人員	必要な資格等	委託先（予定）

② 委託先の選定方法についての考え方

(5) 特記すべき事項があれば記入してください。

様式第4号

同意書

令和 年 月 日

薩摩川内市長 様

郵便番号

主たる事務所の所在地

名称

代表者氏名

印

電話番号

下記の者の薩摩川内市瀬尾観音三滝キャンプ場の指定管理者の指定の申請及び指定期間に、当社の財務諸表（グループ企業で連結決算を行っている場合には連結決算書含む）について市が必要と認めた場合、速やかに提出することに同意します。

記

申請者 郵便番号

申請者の所在地

申請者の名称

申請者の代表者氏名

電話番号

薩摩川内市瀬尾観音三滝キャンプ場

現地説明会出欠表 兼 市からの回答受付方法

受付番号	(市記入欄)	出欠表提出日	令和 年 月 日
法人名			
住所			
現地説明会	参 加 ・ 不参加 令和7年7月15日(火)		
参加者名 (各団体2名まで)			
役職	氏名	役職	氏名
電話番号		FAX 番号	
Eメール			
市に対する質問への市からの回答方法	どちらかに○をしてください FAX による回答を希望 ・ メールによる回答を希望		
備考			

(経済シティセールス部経済政策課行き)

◆ 薩摩川内市下甕町青瀬位置図



◆ 薩摩川内市瀬尾観音三滝キャンプ場管理区域

